

令和2年度後期授業料 減免等申請要項

受付期日：令和2年11月12日（木）まで

お問い合わせはメールによりお願いします。電話や窓口でのお問合せはお控えください。

◆問い合わせ先：授業料減免申請連絡用（Mail:genmen(a)myu.ac.jp）
（a）を@に代えてメールすること



公立大学法人

宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY

目次

第1章 本学における授業料減免等について

第1節 各制度の概要

第2節 各申請手続き等

第3節 その他注意事項

第2章 各制度の内容・申請方法について

第1節 修学支援新制度による授業料減免の継続

第2節 本学独自の制度による授業料減免

1 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

2 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）

第3節 授業料の納付猶予・分割納付

●申請書式、各制度に関する Q&A は、本学ウェブサイトに掲載しております。

第1章 本学における授業料減免等について

令和2年度より、高等教育の修学支援新制度の実施に伴い、授業料減免等の制度が一部変更となります。授業料減免等を希望する学生は、自身が申請できる制度をよく確認のうえ申請してください。

第1節 各制度の概要

1 各学生が申請可能な授業料減免制度

1-1 令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）

次の制度による授業料減免を申請することができます。

- 修学支援新制度による授業料減免の継続（→5ページ）
- 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（→9ページ）

上記2つの減免申請は、合わせて申請することができます。

例外として、令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）であっても、高校卒業後3年以上経過してから本学に入学した学生である場合、経済的事由による授業料減免を申請することができます。
(→Q&A Q1-4, Q1-5参照)

1-2 令和2年3月以前より本学に在籍する学群(学部)生(日本国籍を持つ者)

次の制度による授業料減免を申請することができます。

- 修学支援新制度による授業料減免の継続（→5ページ）
- 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠→6ページ）
- 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠→9ページ）

上記3つの減免申請は、次の組み合わせに限り、合わせて申請することができます。

- ・ 「修学支援新制度」と「経済的事由による授業料減免」
- ・ 「修学支援新制度」と「東日本大震災の被災者に対する授業料減免」

1-3 大学院生（日本国籍を持つ者、外国人留学生共通）

次の制度による授業料減免を申請することができます。

- 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠→6ページ）
- 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠→9ページ）

上記2つの減免申請は、合わせて申請することができません。

1-4 外国人留学生（学群・学部生）

次の制度による授業料減免を申請することができます。

- 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）（→6ページ）

【参考 申請可能な授業料減免制度一覧表 ○がある制度に申請が可能です】

	学群（学部）			大学院
	日本国籍を持つ者		外国籍を持つ者	
	令和2年度入学者	左以外の者		
修学支援新制度による授業料減免	○	○	－	－
経済的事由による授業料減免	－ (例外あり)	○	○	○
東日本大震災の被災者に対する授業料減免	○	○	－	○

2 複数の減免制度を合わせて申請した場合の減免額

前述のとおり、学生によっては、複数の制度に申請が可能です。審査の結果、両制度の適用対象となった場合は、いずれか高いほうの減免額が適用されます（修学支援新制度による減免額が優先して充当され、差額が生じた際に、本学独自の制度による減免額が充当されます）。

3 授業料の納付猶予・分割納付

減免のほか、授業料の納付猶予又は分割納付を申請することができます。授業料の納付が期日より遅れた場合、本学の規程に基づき延滞金を請求することがあるため、期日までに納付が難しい学生は本制度の利用をご検討ください。なお、授業料減免申請と同時に申請することも可能です。その場合は、授業料減免が不許可の場合に限り、納付猶予又は分割納付が許可されます。（→11ページ）

第2節 各申請手続き等

1 各申請の受付

下記のとおり提出してください。守らない場合、申請が受け付けられないことがあります。

一 受付期日：表紙に記載

二 提出方法：メールで提出

イ 送付先：genmen(a)myu.ac.jp (a)を@に代えてメールしてください

ロ 件名は『【学籍番号 氏名】令和2年度後期授業料減免等申請』としてください

ハ 大学メールのアドレスから送信してください

三 添付ファイル

イ R2 年度後期授業料減免等申請書式

(1) ファイル名は『【学籍番号 氏名】R2 年度後期授業料減免等申請書式』としてください

(2) Excel ファイルのまま提出してください

ロ その他書類

(1) pdf 又は jpeg 等の画像データで提出してください。また、データから書面の記載内容を読み取れる程度の大きさを提出してください。

(2) 適切なファイル名を付けて提出してください（給与明細写し、課税証明書等）。

四 その他

イ 申請書式は、本学ウェブサイトにて入手できます。

【宮城大学ウェブサイト 学費・奨学金 <https://www.myu.ac.jp/campus/fees/#yoko>】

ロ 申請を確認した場合、大学メールにてその旨をお知らせします。申請したにも関わらず連絡がない場合は、お手数ですがお問合せください。

ハ 期日後の申請は受付けませんので、期日に余裕を持って提出してください。

ニ 申請内容に不備等があった場合、メールにより連絡しますので、これに回答ください。

対応がない場合、申請取り下げとなるためご注意ください。

2 結果の通知

審査結果は、11月以降に順次お知らせいたします。通知は郵送の他、大学メールにて行いますので、必ず確認してください。なお、通知時期等に変更があった場合は、別途大学メール等によりお知らせします。

3 減免事由消滅等

授業料減免を受けたのち、事由が消滅した学生は、別途届け出が必要となりますので、問い合わせ先までお問い合わせください。なお、事由の消滅に伴い、別途授業料の納付を求めることがあります。

第3節 その他注意事項

- 一 前学期に減免申請をした学生も、あらためて申請が必要です。
- 二 申請者は、学生本人です。申請書の記載、家計・家族状況の説明等、全て学生本人が説明できるようにしてください。
- 三 期日を過ぎた申請は、減免の要件を満たすものであっても審査対象となりませんのでご注意ください。
- 四 申請者に対し、書類不備や追加記載等の確認のため、電話やメールにて問い合わせをすることがあります。問い合わせに対し回答が得られない場合、書類不備として審査対象から除外されることがありますのでご注意ください。

第2章 各制度の内容・申請方法について

第1節 修学支援新制度による授業料減免の継続

本学は高等教育の修学支援新制度の対象校であり、制度に基づき日本学生支援機構より給付型奨学金の支給がされる学生に対し、授業料減免を実施します。

【参考：文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/kyufu/>】

【申請できる学生（→1ページ）】

- 1-1 令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）
- 1-2 令和2年3月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）

【注意事項】

本紙にて案内する修学支援新制度の減免申請は、既に修学支援新制度の給付型奨学金の認定及び授業料減免を受けている学生に対するご案内となります。これから新規で修学支援新制度による授業料減免を受けようとする場合は、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請を行ってください。日本学生支援機構の給付型奨学金の申請については、大学メール等によりご案内しておりますのでご確認ください。

【奨学金に関する問い合わせ先（a）を@に代えてメールすること】

大和キャンパス（看護・事業構想）：学生支援グループ [gakusei\(a\)myu.ac.jp](mailto:gakusei(a)myu.ac.jp)
 太白キャンパス（食産業）：教務・学生支援グループ [f-kyoumu\(a\)myu.ac.jp](mailto:f-kyoumu(a)myu.ac.jp)

1 免除となる条件

高等教育の修学支援新制度による日本学生支援機構の給付型奨学金に認定され、前期に修学支援新制度による授業料減免を受けていること

2 免除額

修学支援新制度の認定区分により、次のとおり減免されます。

修学支援新制度による認定区分	授業料減免額
第Ⅰ区分	金 267,900 円
第Ⅱ区分	金 178,600 円
第Ⅲ区分	金 89,300 円

3 提出書類

全員共通	● R2 年度後期授業料減免等申請書式 ①のシート「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること
------	--

第2節 本学独自の制度による授業料減免

修学支援新制度の他に、本学独自の授業料減免制度に基づき、授業料減免を実施します。

第2節の1 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優良である場合、学生からの申請を審査の上、授業料の全額又は半額を免除します。なお、免除できる予算が限られているため、申請した場でも必ず免除されるとは限りませんのでご注意ください。

【申請できる学生（→1ページ）】

- 1-1 令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）のうち、高校卒業後3年以上経過した者
- 1-2 令和2年3月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）
- 1-3 大学院生（日本国籍を持つ者、外国人留学生共通）
- 1-4 外国人留学生（学群・学部生）

1 申請条件

一 次のいずれかに該当する学生は、経済的事由による授業料減免を申請できません。

イ 在学年数（休学期間を除く。）が次の年数を超えた学生。ただし、海外の協定校への派遣が認められた学生については、下記の年数に加えて最大で1年間、免除を申請することができます。

- (1) 学群（学部）生 4年
- (2) 大学院生（博士前期課程） 2年
- (3) 大学院生（博士後期課程） 3年

ロ 宮城大学学則第30条又は宮城大学大学院学則第26条に基づく懲戒処分を受けた学生

ハ 令和2年4月以降入学した日本国籍の学生のうち、高校卒業後3年を経過していない者（Q1-5参照）

2 免除となる条件

下記に掲げる経済要件及び成績要件により審査を行います。減免を受けるには、両方の要件を満たす必要があります。なお、該当者が多数の場合、経済要件である市町村民税課税額の低い方を優先して免除します。

審査基準	
経済要件	【日本国籍の者（外国籍の者のうち、日本国内に申請者の扶養者がいる場合を含む。）】 - 一 申請者及び申請者と生計を一にする者全員の前年度の市町村民税が、次のいずれかに該当するとき - イ 非課税（非課税であっても 所得金額＞所得控除金額 の場合は、別途判断します。） - ロ 所得割合計が10万円以下（独立生計者（※）は5万円以下） - 二 上記にかかわらず、各学期免除申請期日の過去1年以内に主たる家計支持者が次に掲げ

	る事由により家計が急変し、申請者及び申請者と生計を一にする者全員の市町村民税の見込額が一のイ又はロに該当すると見込まれるとき イ 死亡 ロ 事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ハ 失職（非自発的失業の場合に限る） 【注意事項】 家計の急変により授業料減免申請を行う場合、あわせて日本学生支援機構の給付型奨学金を申請してください。給付型奨学金の認定を受けた場合、修学支援新制度による授業料減免を受けることができます。 【外国籍の者（日本国内に申請者の扶養者がいる場合を除く。）】 経済状況申告書による年間収入額を給与収入額とみなし、地方税法の規定により算出された納付すべき市町村民税が、次のいずれかに該当するとき イ 非課税 ロ 所得割が5万円以下 (※) 独立生計者とは、次のイ～ハ全ての条件を満たす学生とします。 イ 地方税法上父母等の扶養家族でない者 ロ 父母等と別居している者 ハ 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、市町村からの所得・課税（非課税）証明書が発行される者
成績要件	【学群（学部）生】 本人の属する学群または学類・学科において、次の期における成績順位が原則上位 55%以内であること。 一 成績判定材料 イ 入学年次の前期 …… 当該学期の成績 ロ 4年次の後期 …… 前々学期及び前学期 ハ 上記以外の学期 …… 前学期 二 順位のつけ方 イ GPA に関する要綱の規定により算出した前学期の GPA 値を用いて順位付けします。 ロ 休学していた者の成績判定は、休学前の直近の学期の成績順位を用います。 ハ 本学と海外の大学との間の協定に基づき派遣された学生の成績判定は、派遣先にて修学した直近の学期の成績を用いた成績順位によります。 【大学院生】 成績が著しく不良でないこと。（指導教員所見により判定）

3 免除額

上記審査基準を満たし、授業料免除対象となった場合の免除額は次のとおりです。ただし、前述のとおり免除予算額に限りがあるため、基準に該当する場合でも全員が免除を受けられるとは限りません。

免除額	
学群（部）生	【経済要件・成績要件を満たし、成績が特に優秀（上位 10%以内）の場合】 ⇒全額免除 【経済要件・成績要件を満たす（上位 10%に満たない～55%以内）場合】 ⇒半額免除 ただし、年間授業料に相当する給付型奨学金の受給者は、半額免除が限度となります。
大学院生	【経済要件・成績要件を満たす場合】 ⇒半額免除

4 提出書類

学 生 区 分	必 要 書 類
・日本国籍の者 ・外国籍の者のうち、日本国内に扶養者がいる者	● R2 年度後期授業料減免等申請書式 ②のシート「授業料減免等申請書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● <u>申請者及び申請者と生計を同一にする者全員の令和2年度分「所得・課税証明書」</u> ・令和元年中の所得金額と令和2年度の課税額の両方が記載されているもの。 ・前期の書類とは異なる書類ですので、改めて提出が必要です。ご注意ください。 ・市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。ただし、税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合、被扶養者分の証明書は不要です。 ● その他（該当する者のみ） - イ 家計急変により申請する者のみ ・ R2 年度後期授業料減免等申請書式（再掲） ②のシート「授業料減免等申請書」に加え、③のシート「経済状況申告書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ・家計急変の事由を証明する書類 ・死亡の場合 <u>戸籍謄本（抄本）又は住民票（死亡日記載）</u> ・事故又は病気により、半年以上、就労が困難 <u>医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明書</u> ・失職（非自発的失業の場合に限る） <u>雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証</u> ・家計急変の事由に該当する主たる家計支持者における、事由発生後の給与明細の写し（事由発生後3ヶ月の収入がわかるもの） - ロ 独立生計者のみ - 住民票又は健康保険証の写し - ハ 外国籍の者のみ - 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）

・外国籍の者のうち、日本国外に扶養者がいない者	● R2 年度後期授業料減免等申請書式 ②のシート「授業料減免等申請書」及び③のシート「経済状況申告書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 預金通帳等写し（令和2年7月～9月の収支がわかるもの） ● 給与明細の写し（令和2年7月～9月の収支がわかるもの） ● 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）
--------------------------------	--

第2節の2 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）

東日本大震災被災世帯の学生について、学生からの申請を審査のうえ、被災の程度に応じ授業料の全額又は半額を免除します。本制度は第2節の2（経済的事由による授業料減免）と重複して申請することはできません。なお、**本制度は、令和2年度を以って終了の予定です。**

【申請できる学生（→1ページ）】

- 1-1 令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）
- 1-2 令和2年3月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）
- 1-3 大学院生（日本国籍を持つ者、外国人留学生共通）

1 免除となる条件・免除額

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（余震による被災を含む）により、学生と生計を一にする家計支持者（学生が独立生計者の場合は、学生本人）が【被災区分表】のいずれかに該当し、生活が困難になった場合、学生からの申請を審査の上、被災の程度に応じ授業料の全額または半額を免除します。

ただし、【減免制限表】に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、免除率引下げ又は免除不許可となる場合があります。

【被災区分表】

被災区分	授業料免除額
住居の全壊、全焼、流失、大規模半壊（持家のみ）	全額免除
住居の半壊、半焼（持家のみ）	半額免除
【住居について】 一 「住居」とは、震災発生直前まで学生と生計を一にする家計支持者が居住していた家屋をいいます。 二 「住居」の場所は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域内に限ります。 三 「住居」の被害の程度は、市町村が発行する罹災証明書により判断します。 四 家財（自動車・バイク等を含む。）の損壊・流失は対象外です。	

【減免制限表】

免除制限対象者	制限内容
年間授業料（535,800円）以上の給付型（返済不要）奨学金の受給学生	半額免除が限度 （全額免除不可）
奨学金の給付目的が授業料等への充当と明記されている場合	免除対象外
申請時点で次の学力要件を満たさない学生 （自身の取得単位数は学務管理システム等でご確認ください）	半額免除が限度 （全額免除不可）
1年次 前期 要件なし 後期 16単位以上修得 2年次 前期 35単位以上修得 後期 50単位 〃 3年次 前期 65単位 〃 後期 80単位 〃 4年次 前期・後期共通 卒業見込であること	免除を受けるにあたり、卒業に向けた履修計画書を自ら作成し、【面談

大学院生 前期・後期共通 指導教員の所見が良好であること	実施手順】に従い、教員との面談を要します。 面談結果を踏まえ、免除の可否を決定します。
上の学力要件を満たしても、申請時点で在学年数（休学期間を除く）が次の年数を超えた学生 学群（部）生 4年 大学院生 博士前期課程 2年（長期履修生は許可年数） 大学院生 博士後期課程 3年（ 〃 ）	

【面談実施手順】

手順1	・面談が必要な旨を問い合わせ先（→目次参照）にメールにて申告します。 ・面談の担当教員をお伝えしますので、直接教員と連絡をとり面談日程を決定します。 ・教員のスケジュールもありますので、余裕をもって申告ください。
手順2	・履修計画書として、メールで提供する単位取得計画表（表面、裏面）』を完成させてください。
手順3	・『単位取得計画表（表面、裏面）』を持参のうえ、教員と面談を実施します。

2 提出書類

学生区分	必要書類
全学生共通	● R2 年度後期授業料減免等申請書式 ②のシート「授業料減免等申請書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 東日本大震災による住居の罹災証明書（※） ※罹災証明書について ・過去に本制度による減免を受けている学生は提出不要です。 ・罹災証明書に「持家」「借家」の区分又は「所有者氏名」が記載されていない場合、<u>平成23年当時の所有者が確認できる書類の提出が必要です。</u> 【書類例】 ・固定資産税納税通知書の「家屋」部分の写し（平成23年当時のもの） ・被災した家屋の所有者による資産証明書 ・不動産登記簿（家屋） ・住居の名義が同居している家族の場合、住民票等の提出が必要です。

第3節 授業料の納付猶予・分割納付

経済的理由により授業料の一括納付が困難な場合、学生からの申請を審査の上、授業料の納付を猶予又は分割納付とすることができます。なお、納付猶予と分割納付を同時に申請することはできません。

1 納付猶予・分割納付における納付期日

申請した納付方法により、次のとおり納付猶予又は分割納付となります。最終的には同じ額を納付することとなるため、自身の経済状況にあった納付方法を申請してください。

本制度は、前述の授業料減免申請と同時に申請することも可能です。この場合、授業料減免が不許可の場合に限り、納付猶予又は分割納付が許可されます。

申請区分	納付方法
納付猶予	令和3年2月1日（月）に授業料（金267,900円）を一括で納付します。
分割納付	納付すべき授業料を分割し、それぞれ次の期日までに納付します。 ・令和2年12月25日（金） 金133,950円 ・令和3年2月1日（月） 金133,950円

2 提出書類

学 生 区 分	必 要 書 類
全学生共通	● R2年度後期授業料減免等申請書式 ②のシート「授業料減免等申請書」に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること